## 開発行為に伴う生息生育機能の維持 及び向上に関する法律案(法案作成講座第6期)

(ノー・ネット・ロスの原則)

- 第三条 開発行為を実施しようとする者(以下「開発行為者」という。)は、次の各号に 定めるところにより、当該開発行為の前後で、当該開発行為が行われる区域(第 三号の代償区域を含む。以下「開発行為関連区域」という。)における生息生育 機能が全体として維持され、その機能が向上されるように努めなければならない。
- 開発行為者は、開発行為の全部又は一部を行わないこと、開発行為を着手する時期を遅らせること、開発行為が行われる区域を変更すること等により、開発行為が行われる区域における生息生育機能に及ぼす悪影響(以下この条において単に「悪影響」という。)をできるだけ回避するようにしなければならない。
- 二 開発行為者は、前号の規定による回避を行った場合において、開発行為に伴う 土地の改変の大きさを縮小させること、その他の環境の保全のための措置を実 施することにより、悪影響をできるだけ少なくするようにしなければならない。
- 三 開発行為者は、前各号の規定によって悪影響を回避し、少なくするようにした場合において、なお残る悪影響については、その悪影響によって損なわれた生息生育機能に相当する機能を開発行為が行われる区域以外の区域(以下「代償区域」という。)で創出し、維持しなければならない。



## 開発行為に伴う生息生育機能の維持 及び向上に関する法律案(法案作成講座第6期)

## 生物多様性オフセット基本方針

政府が策定、生息生育機能評価の技術指針を含む。

特定開発行為者 都市計画区域/森林 /農地/アセス対象 事業等

代償は、「代償区域」内でのみ認められる。

代償区域 里山信託区域/入会協定区 域/入会権区域

- 生息生育機能評価書を作成し、認証を受ける義務
- 生息生育機能評価書を許可権者に送付する義務

認証

• ノー・ネット・ロスの原則に沿っている場合

指定認証機関

• 生息生育機能評価士の雇用義務

試験

指定試験機関

- 税制優遇/隣接地所 有者の管理受忍義務
- ・里山信託(受益者の定めのない信託の一種、存続期間無制限) 都道府県知事の許可
- ・入会協定(土地所有者等全員の合意、20年存続すれば入会権が発生)都道府県知事の認可

生息生育機能評価書の 義務付けは5年間の猶予 期間を設ける